

令和8年度那覇軍港跡地利用計画策定及び地権者等合意形成活動支援業務に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領

本作成要領は、令和8年度那覇軍港跡地利用計画策定及び地権者等合意形成活動支援業務に係る公募型プロポーザルにおける企画提案書等の作成について、その詳細を定めたものである。

1 企画提案書の規格等

- (1) 企画提案書は日本工業規格 A4 版作成すること。
- (2) 片面印刷とし、A4 版で 10 ページ以内とすること。表紙、目次及び費用内訳書はページに含まない。
- (3) 単色・カラーは自由とする。
- (4) 文字の大きさは 12 ポイントを基本とするが、図表等をはじめ表現上必要な場合等はその他のポイントの使用も可とする。
- (5) 表紙を作成し、中央に本プロポーザル名を記載し、その下に「企業提案書等」と記載すること。
- (6) 企画提案書には、会社名を推測できる記載、表現、ロゴ等を入れないこと。これらが入っている場合は受け付けないので、十分に注意すること。

2 企画提案書の記載事項

企画提案書の構成は以下のとおりとし、本業務の趣旨及び別紙「令和8年度那覇軍港跡地利用計画策定及び地権者等合意形成活動支援業務仕様書」を踏まえ、提案者の考え方や提案を記載すること。

- (1) 業務実施方針・計画提案概要
- (2) 業務スケジュール・作業計画書・実務の実施体制
- (3) 地域の特性を踏まえた跡地利用計画策定の考え方について
- (4) 跡地利用計画共同策定委員会等の運営について
- (5) 那覇軍港の地権者等との合意形成活動について
- (6) 跡地利用計画策定における多様な意見の反映について

3 企画提案書等作成の留意点

企画提案書	作成に関する留意事項
2 企画提案書記載事項 (1)～(2) (任意様式)	<ul style="list-style-type: none">・業務実施方針は、業務を実施する際の基本的な考え方、特に重視する業務実施上の配慮事項等を簡潔かつ具体的に記述すること。・業務スケジュールは、各業務の実施時期が明確に分かるように記述すること。・実務の実施体制は、業務分担、取組体制等について簡潔かつ具体的に記載すること。

<p>2 企画提案 書記載事項 (3)～(6) (任意様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文章での記載を原則とするが、提案内容をより分かりやすく的確に説明するための概念図、簡潔な図面・図表、写真等を用いることは支障ない。 ・ 企画提案書の作成にあたっては、下記の過年度の計画等及び別紙「跡地利用計画づくりの検討体制」に留意するものとする。 <p>①那覇軍港地権者等合意形成活動全体計画（平成 18 年度）</p> <p>②【見直し版】那覇軍港地権者等合意形成活動全体計画（平成 24 年度） https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/gunkou/plan/zentaikeikaku.html</p> <p>③那覇軍港跡地利用計画策定手順書（原案）（平成 28 年度）</p> <p>④那覇軍港跡地利用計画（案）検討のためのたたき台 https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/gunkou/houkokusyo/atochi.html</p> <p>⑤情報誌「がじゃんびら通信」（第 1 号～第 33 号） https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/gunkou/gajyannbira/gajanbiratusin.html</p> <p>⑥那覇市進出可能産業調査 https://www.city.naha.okinawa.jp/business/sangyou/1003577/1003583.html</p> <p>⑦第 5 次那覇市総合計画 https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/plans/1004118/index.html</p> <p>⑧那覇市都市計画マスタープラン https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/matidukuri/1002523/1002526/1002537.html</p> <p>⑨那覇市立地適正化計画 https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/matidukuri/1002523/1002526/1002535.html</p> <p>※本資料は本プロポーザルの目的以外には使用してはならない。</p>
--	---

費用内訳書	作成に関する留意事項
<p>費用内訳書 (任意様式)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宛名は「那覇市長」とすること。 ・ 代表者印を押印すること。 ・ 直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等の項目について内訳を記載すること。 ・ 費用内訳書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。なお、消費税率については 10%とする。 ・ 費用内訳書は、見積上限額と比較して著しく乖離していると思われる場合、その妥当性について聴取することがある。

問い合わせ先

那覇市まちなみ共創部 技術総務課 那覇軍港跡地利用推進室

担当者：石嶺、安里

電 話：098-861-6906